

証券コード：9501  
平成25年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東 京 電 力 株 式 会 社  
取締役会長 下河邊 和 彦

## 第89回定時株主総会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

23ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区神南二丁目1番1号  
国立代々木競技場 第一体育館

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

### ＜会社提案（第1号議案）＞

第1号議案 取締役11名選任の件

### ＜株主提案（第2号議案から第4号議案まで）＞

第2号議案 定款一部変更の件（1）

第3号議案 定款一部変更の件（2）

第4号議案 取締役選任の件

### ＜株主提案（第5号議案及び第6号議案）＞

第5号議案 会計監査人解任の件

第6号議案 定款一部変更の件（3）

### ＜株主提案（第7号議案）＞

第7号議案 定款一部変更の件（4）

### ＜株主提案（第8号議案から第16号議案まで）＞

第8号議案 定款一部変更の件（5）

第9号議案 定款一部変更の件（6）

第10号議案 定款一部変更の件（7）

第11号議案 定款一部変更の件（8）

第12号議案 定款一部変更の件（9）

第13号議案 定款一部変更の件（10）

第14号議案 定款一部変更の件（11）

第15号議案 定款一部変更の件（12）

第16号議案 定款一部変更の件（13）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

## 4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
  2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、別添の「平成24年度報告書」のとおりであります。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/syusei-j.html>）等でお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## <会社提案（第1号議案）>

### 第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

(五十音順)

	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
1	あい ざわ ぜん ご 相 澤 善 吾 (昭和27年1月28日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員火力部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社代表取締役副社長 平成24年6月 当社代表執行役副社長 (現在にいたる)	株 15,486
2	かし たに たか お 樫 谷 隆 夫 (昭和23年11月7日生)	昭和50年3月 公認会計士 (現在にいたる) 昭和61年1月 センチュリー監査法人(現新日本有 限責任監査法人)代表社員 (平成18年6月まで) 昭和61年4月 東京エグゼクティブ株式会社(現株 式会社ブレイン・コア)代表取締役 社長 (現在にいたる) 平成元年3月 東京フロンティア株式会社(現株式 会社エフ・ピーブレイン)代表取締 役社長 (現在にいたる) 平成元年7月 日本公認会計士協合理事 (平成19年7月まで) 平成19年8月 日本公認会計士協会常務理事 (平成22年7月まで) 平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 公認会計士 株式会社ブレイン・コア代表取締役社長 株式会社エフ・ピーブレイン代表取締役社長	株 12,933

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
3 こばやし よし みつ 小林 喜光 (昭和21年11月18日生)	平成19年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 (現在にいたる) 平成19年4月 三菱化学株式会社代表取締役社長 平成21年4月 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長 (現在にいたる) 平成24年4月 三菱化学株式会社取締役会長 (現在にいたる) 平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 三菱化学株式会社取締役会長 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長	株 11,710
4 しまだ たかし 嶋田 隆 (昭和35年3月20日生)	平成19年10月 経済産業省大臣官房総務課長 平成20年7月 経済産業省大臣官房政策評価審議官 平成20年8月 経済財政政策担当大臣政務秘書官 平成21年2月 財務大臣、金融担当大臣秘書官 平成21年9月 経済産業省経済産業研修所長 平成22年7月 経済産業省通商政策局通商機構部長 平成23年1月 経済財政政策担当大臣政務秘書官 平成23年9月 原子力損害賠償支援機構理事兼事務局長 平成24年6月 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長 (現在にいたる) 平成24年6月 当社取締役、執行役 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長	0株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴, 地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
5 <small>しもこうべ かず ひこ</small> <b>下河邊 和彦</b> <small>(昭和22年12月12日生)</small>	昭和49年4月 弁護士 <small>(現在にいたる)</small> 平成19年4月 東京弁護士会会長・日本弁護士連合 会副会長 <small>(平成20年3月まで)</small> 平成23年5月 東京電力に関する経営・財務調査委 員会委員長 <small>(平成23年10月まで)</small> 平成23年10月 原子力損害賠償支援機構運営委員長 <small>(平成24年6月まで)</small> 平成24年6月 当社取締役会長 <small>(現在にいたる)</small> <重要な兼職の状況> 弁護士 蝶理株式会社社外監査役	0株
6 <small>す ど ふみ お</small> <b>數 土 文 夫</b> <small>(昭和16年3月3日生)</small>	平成17年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社代表取締役社長 平成22年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社取締役 平成22年6月 ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社相談役 <small>(現在にいたる)</small> 平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 <small>(平成24年5月まで)</small> 平成24年6月 当社取締役 <small>(現在にいたる)</small> <重要な兼職の状況> ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談 役 大成建設株式会社社外取締役 株式会社L I X I Lグループ社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役	0株
7 <small>ない どう よし ひろ</small> <b>内 藤 義 博</b> <small>(昭和25年7月22日生)</small>	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員千葉支店長 平成20年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役, 代表執行役副社長 <small>(現在にいたる)</small>	株 23,603

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
<p>8</p> <p>のう み きみ かず 能 見 公 一 (昭和20年10月24日生)</p>	<p>平成14年6月 農林中央金庫専務理事 (平成16年6月まで)</p> <p>平成16年6月 農林中金全共連アセットマネジメン ト株式会社代表取締役社長 (平成18年6月まで)</p> <p>平成18年6月 株式会社あおぞら銀行取締役副会長 平成18年9月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副 会長</p> <p>平成19年2月 株式会社あおぞら銀行代表取締役会 長兼CEO (平成20年5月まで)</p> <p>平成20年7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 客員教授 (平成24年3月まで)</p> <p>平成21年7月 株式会社産業革新機構代表取締役社 長 (現在にいたる)</p> <p>平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社産業革新機構代表取締役社長 フィデアホールディングス株式会社社外取締役</p>	<p>株 12,473</p>
<p>9</p> <p>ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己 (昭和28年2月1日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社</p> <p>平成19年6月 当社執行役員販売営業本部副本部長</p> <p>平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長</p> <p>平成22年6月 当社常務取締役</p> <p>平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 (現在にいたる)</p>	<p>株 14,912</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
<p>10</p> <p>ふじ もり よし あき 藤 森 義 明 (昭和26年7月3日生)</p>	<p>平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント (平成23年6月まで)</p> <p>平成20年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社(現日本GE株式会社)代表取締役会長兼社長兼CEO</p> <p>平成23年3月 日本GE株式会社代表取締役会長 (平成23年6月まで)</p> <p>平成23年6月 株式会社住生活グループ(現株式会社LIXILグループ。以下同じ)取締役</p> <p>平成23年6月 株式会社LIXIL取締役</p> <p>平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO (現在にいたる)</p> <p>平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO (現在にいたる)</p> <p>平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長兼CEO 株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO</p>	<p>株 11,610</p>
<p>11</p> <p>やま ぐち ひろし 山 口 博 (昭和26年2月15日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成18年6月 当社執行役員電力流通本部副本部長</p> <p>平成19年6月 当社常務取締役</p> <p>平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社長 (現在にいたる)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社東光高岳ホールディングス社外取締役 株式会社東京エネシス社外監査役</p>	<p>株 24,046</p>

(注) 1. 現在当社の取締役である各候補者の担当は、別添の平成24年度報告書20ページから23ページに記載しております。なお、平成25年4月10日にソーシャル・コミユ

ニケーション室を、同年5月1日に新成長タスクフォースを新設したことに伴い、廣瀬直己氏はソーシャル・コミュニケーション室長（社外から室長を招聘するまでの間）及び新成長タスクフォース長を新たに担当しております。

2. 樫谷隆夫氏、小林喜光氏、下河邊和彦氏、數土文夫氏、能見公一氏及び藤森義明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等
  - (1) 樫谷隆夫氏は、公認会計士としての幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (2) 小林喜光氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (3) 下河邊和彦氏は、弁護士としての幅広い経験と見識等を有していることに加え、平成24年6月まで原子力損害賠償支援機構の運営委員長を務め、総合特別事業計画の作成に深く関与していたことなどから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (4) 數土文夫氏は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (5) 能見公一氏は、株式会社あおぞら銀行の会長や株式会社産業革新機構の社長を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (6) 藤森義明氏は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーのシニア・バイス・プレジデントや株式会社LIXILグループの社長を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、現在、社外取締役に就任している6氏の取締役候補者との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

株主提案に対する取締役会の意見は、以下の箇所に記載しております。

- ・第2号議案から第4号議案：各議案の後
- ・第5号議案及び第6号議案：第6号議案の後
- ・第7号議案：第7号議案の後
- ・第8号議案から第12号議案：第12号議案の後
- ・第13号議案及び第14号議案：第14号議案の後
- ・第15号議案及び第16号議案：各議案の後

<株主提案（第2号議案から第4号議案まで）>

第2号議案から第4号議案までは、株主からのご提案によるものであります。  
なお、提案株主（1名）の議決権の数は、303個であります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件（1）

##### ○議案内容

第2条の一部を変更し、目的に以下の項目を追加する。

15. 農業
16. 林業

（上記第2条第15号及び第16号の新設に伴い、現行定款第2条第15号を第17号とし、第16号を第18号とする）

##### ○提案の理由

福島第一原発事故により汚染された農地や山林は除染の目途が立っていません。しかし当社は事故を起こした責任から除染を行わなければなりません。そのためには、会社自ら農業や林業を行いながら除染を進めます。放射性物質を効率よく吸収する作物を栽培したり、山林の草刈りや間伐により除染を進めます。

そのための費用は、自然エネルギー発電からの売電収入を活用します。東北電力が所有する発電所用地を活用することも一案です。同電力からの損害賠償にも対応できます。

自然エネルギー発電所の建設には、本議案提案者が運営する、山梨自然エネルギー発電株式会社が全面的に協力していきます。

#### ◇第2号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、賠償や原子炉の廃止措置、電力の安定供給の確保等の責務を持続的に果たすため、保有する経営資源を最大限投入していく必要があります。そのようななかで新たな事業として農業や林業を営むことは適切ではないことから、これらを事業目的に追加する必要はないと考えます。

なお、当社は、国や自治体等が法令に基づいて実施する除染活動に対して人や技術を積極的に提供しており、今後も要員の増強をはかるなど、避難されている方々が早期にご帰還いただけるよう努めてまいります。

### 第3号議案 定款一部変更の件（2）

#### ○議案内容

第3条を以下のとおり変更する。

**第3条** 本会社は、本店を東京都新宿区に置く。

#### ○提案の理由

現在売却を予定している東電病院に本社機能を移すために本議案を提案いたします。東電病院はそのままの形で売却することは、立地条件から困難と思われる。したがって建物を有効活用します。現在の千代田区にある本社ビルは売却して賠償金に当てます。その代わりに、本社機能をスリム化して東電病院の建物に移転します。本社機能のうちの、実際の業務にあたる部分は、各支社や営業センターで行い必要最小限の機能を本社に残せば可能です。東電病院の空きスペースは介護福祉施設に改装して利用すれば収益を上げることができます。介護サービス事業の中核施設として事業を展開していきます。

### ◇第3号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、経営合理化のため、不動産をはじめとする資産の売却をすすめております。しかしながら、本店本館につきましては、無線通信鉄塔など電力の安定供給上重要な設備があることから売却せず、自社で継続して利用することとしているため、本店の所在地を変更することは考えておりません。

### 第4号議案 取締役選任の件

#### ○議案内容

大友哲氏を取締役に選任する。

氏名 大友 哲

生年月日 昭和32年12月19日

略歴 昭和61年7月 清里歯科医院院長（現在にいたる）  
平成17年6月 NPO法人太陽光発電所ネットワーク理事  
（平成21年6月まで）  
平成18年12月 山梨自然エネルギー発電株式会社代表取締役  
（現在にいたる）  
平成20年3月 北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー  
推進協議会理事（現在にいたる）

## ○提案の理由

大友哲氏は、平成5年、自宅に太陽光発電を設置し、当社に山梨県内初の売電を開始した。その後当社の研究助成を受け、発電用インバータの開発を行った。またNPOに属して自然エネルギーの普及に取り組み、平成11年から本格的な売電事業を開始して現在に至る。しかし近年の自然エネルギーの急速な増加に対して、当社の送配電設備が十分ではなく、したがって自ら当社の経営陣に加わり、改革を進め自然エネルギーを増加させる環境を整えます。具体的には、自然エネルギーを増やすための送電網の増強と変電所の改良です。北海道と本州を繋ぐ送電線を独自で建設したり、電力を逆流できる変電設備を増やします。そのための費用負担は当面、普通株式を発行する公募増資により賄い、長期的には、発電事業者より広く負担金を徴収する制度を創設します。また、基本料金を割り引く株主優待制度を創設して個人株主を増やす対策も同時に進め、消費者の理解を求めます。

## ◇第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、賠償や原子炉の廃止措置などの国家的難題に直面しております。また、電力市場の全面自由化をはじめとする電力システム改革により競争がさらに激化するなど、当社を取り巻く事業環境は一層厳しさを増しております。

こうしたなか、企業改革を徹底的にすすめ、賠償や廃炉、電力の安定供給の確保等の責務を果たしていくため、当社は、指名委員会において、取締役としてふさわしい経験、見識、能力等を有する11名を候補者とする第1号議案を決定しており、この会社提案が最も適切であると考えます。

## <株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

第5号議案及び第6号議案は、株主からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、300個であります。

## 第5号議案 会計監査人解任の件

### ○議案内容

会計監査人新日本有限責任監査法人を解任する。

### ○提案の理由

原発事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するために平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法が公布され、同法に基づき講ぜられる措置（廃棄物の処理、土壌等の除染等）は、原賠法第3条第1項の規定により当社が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当社の負担の下に実施され

ております。同法の施行等のための予算は、平成25年度当初予算を含め総額約1兆5,351億円となっております。しかし、当社は上記に関する費用として会社に請求または求償される額については、計上しておりません。また、福島第一原子力発電所1～4号機廃炉にかかる費用も適切に計上しておりません。そうであるにもかかわらず新日本有限責任監査法人は、当社の平成24年3月期計算書類及びその附属明細書が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めたので不適任であります。

## 第6号議案 定款一部変更の件（3）

### ○議案内容

定款「第3章 株主総会及び種類株主総会」に以下の条文を加える。

**第21条** 会計監査人は、株主総会及び種類株主総会に出席して意見を述べなければならない。また株主からの質問に回答しなければならない。

（上記第21条の新設に伴い、現行定款第21条を第22条とし、以下を順次1条ずつ繰り下げる）

### ○提案の理由

当社の平成24年3月期計算書類及びその附属明細書には「放射性物質汚染対処特措法」に基づき講ぜられる措置（廃棄物の処理、土壌等の除染等）に関する費用及び福島第一原子力発電所1～4号機廃炉に関する費用が、詳細かつ適切に計上しておりませんので、会計監査人を株主総会及び種類株主総会に出席して意見を述べさせ、また株主からの質問に回答させるために、本議案を提案します。

## ◇第5号議案及び第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**いずれの議案にも反対いたします。**

当社は、本年5月、監査委員会において、新日本有限責任監査法人は職務を適切に遂行しており、会計監査人として適当でない判断される事由がないことから、再任を決定しております。取締役会といたしましても、監査委員会の判断は妥当であると考えておりますので、同監査法人を解任する必要はないと考えます。

また、会社法上、定時株主総会において出席を求める決議があったときは、会計監査人は出席して意見を述べなければならないと規定されており、必要な場合は当該規定を根拠として会計監査人の出席を求めることができることから、あえて第6号議案の規定を定款に設ける必要はないと考えます。

なお、当社は、平成23年度の計算書類等において、法令に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求又は求償

される額については、金額を合理的に見積もることができないことなどから計上しておりません。また、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に係る費用につきましては、今後変動する可能性があるものの、合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上しております。これらの計算書類等につきまして、会計監査人は財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めており、この会計監査に対し、当時の監査役会は監査の方法及び結果は相当であると認めております。

## <株主提案（第7号議案）>

第7号議案は、株主からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、426,767個であります。

### 第7号議案 定款一部変更の件（4）

#### ○議案内容

定款「第6章 計算」に以下の条文を追加する。

#### （経営の透明性の確保）

**第41条** 事業の収益分析等について、第三者の検証が可能となるよう、詳細な経営情報を開示し、経営の透明性を確保する。

#### ○提案の理由

東京電力は、政府が進める「発送電分離」を先取りして、本年4月にカンパニー制を導入し、収益・コスト構造の明確化、透明性の向上を図っている。

今後、自らの「構造改革」を実行するため、カンパニー制により社員のコスト意識を醸成することや、資材調達に最大限の競争原理を導入することでコスト圧縮を図るなど、各部門における収益管理を徹底することが求められている。

しかし、現在、収益分析における重要な要素の一つである、発電所の個別収支等の詳細な経営情報については一切公表されていない。そのため、リブレースの実現可能性などを第三者が検証しようとしてもできない状況にある。

東京電力が、経営改善を進め、信頼を取り戻すためには、外部の者が収益の分析・監視等を行えるように、更に一步進めた経営情報の開示を行い、経営の透明性を確保することが必要である。

### ◇第7号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主さまからご提案いただいておりますように、経営の透明性を確保することは、当社としても非常に重要であると考えております。このため、当社

は、昨年5月に国の認定を受けた総合特別事業計画に基づくコスト削減等の経営合理化の具体的施策及びその実績を当社ホームページにおいて開示しております。さらに、本年4月に導入した社内カンパニー制のもと、各部門のミッションやコスト構造を明確化し、自発的なコスト削減・収益拡大のメカニズムを確立するとともに、各カンパニーの売上高や営業利益をはじめとする収支実績等を積極的に開示するなど、透明性の高い事業運営を行ってまいります。

しかしながら、発電所ごとの費用等の情報につきましては、公にすることにより卸電力取引所における当社の入札価格が推定される可能性があるなど、当社の競争上の地位や利益を害し、ひいては株主のみなさまの利益に反するおそれがあるため、開示することは適切ではないと考えます。

また、会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案の内容は業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

## <株主提案（第8号議案から第16号議案まで）>

第8号議案から第16号議案までは、株主からのご提案によるものであります。なお、提案株主(348名)の議決権の数は、3,536個であります。

### 第8号議案 定款一部変更の件（5）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第7章 福島第二原子力発電所の廃止

#### 第42条 福島第二原子力発電所を廃止する。

#### ○提案の理由

福島県では、県議会・知事はじめ県内自治体の長や議会の多くが県内原発全10基の廃炉を決議・要請し、昨年末の県民意識調査でも75%が「全て廃炉に」と意思表示した。

福島第一原発から10キロ、立入禁止区域に立地する第二原発も、震災により非常用ディーゼル発電機や外部電源の一部を機能喪失したが、一部は起動して全交流電源喪失を免れ、第一原発のような過酷事故には至らなかった。ただし機器・施設への被害は甚大で、その調査もままならず、今後とも再稼働などとうてい見込める状態にはない。ここに巨額の調査・補修費用や維持管理費用を投入しても経営を圧迫するばかりであるから、4基は全て廃炉とし、将来にわたって新增設も行わない。

今後マグニチュード8級の余震も想定され、この原発がある限り再び大量

の放射能放出事故を引き起こす可能性もある。

地域を分断され土地・生業を奪われた住民の総意をうけて、第二原発は永久に封鎖し廃炉とする。

## 第9号議案 定款一部変更の件（6）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第8章 柏崎刈羽原子力発電所の廃止

##### 第43条 柏崎刈羽原子力発電所を廃止する。

### ○提案の理由

東日本大震災において「原発震災」を現実のものとしてしまった我が社は、保有17基全ての原発を停止し、現在まったく原発に頼らない発電事業を継続している。

世界最大級の柏崎刈羽原発は新潟―神戸構造帯に立地し、プレート境界が近くを通るとされ、地盤や地質が極めて脆弱かつ不安定である。2007年の中越沖地震では設計時想定約4倍という揺れに襲われ全基が停止した。同原発は甚大な被害を蒙り我が社は損傷・逸水等被害3,000以上を報告、強引に復旧させたのは3.11までに7基中4基のみ。地震時稼働中だった3基は再稼働も見通せなかった。これを教訓として必要な対策をとっていれば福島事故はここまで酷い事態には至らなかっただろう。

原発事故はたとえ1基で起きても、全ての原子炉と使用済核燃料プールに波及する恐れがある。

そのうえ新潟の穀倉地帯を耕作不能・立入禁止区域に変え、食料自給を危機に陥れる危険は冒せない。

## 第10号議案 定款一部変更の件（7）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第9章 原子力発電所廃炉本部の新設

第44条 原子力発電所廃炉本部を新設し、この部において原子力発電所の廃炉に関する以下のことを行う。

1. 廃炉のためのより安全な方法の研究・開発
2. 環境汚染と作業員への被ばくを最小にするための研究・開発
3. 廃炉に関わる全作業員の生涯に亘る放射線管理と記録・健康調査・健康相談等の実施
4. 廃炉の工程の計画
5. 人員の配置を含め廃炉の全工程の実行と管理

## 6. 他電力会社・他国の原子力発電所の廃炉の援助

### ○提案の理由

我が社が公表したデータによれば、本年1月末現在、福島第一原発事故の収束作業により被ばくした作業員数は2万6千人近い。事故収束の目途が立たない現状では、今後どれほどの作業員が必要でどれほどの被ばく者が発生するか、想像を絶する。

また、我が社には今後廃炉となる原発がほかに13基もある。これらの廃炉作業員の確保も念頭に入れた上での作業員の徹底した被ばく管理とその記録が必要だ。しかし、福島原発しか扱っていない福島復興本社や福島第一安定化センターではこれは不可能である。本部を新設し、我が社の全原発における全作業員の管理・記録を行い、加えて事故収束作業の綿密な記録と、より安全性の高い廃炉の研究を行うべきである。この記録と研究は、これから続々と運転終了時期を迎える他社・他国の原発のために活用できるし、活用すべきだ。それが、取り返しのつかない事故を起こした我が社の責任の取り方というものである。

## 第11号議案 定款一部変更の件（8）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第10章 発電部門の独立会社化

**第45条** 発電部門を、供給管内の都県ごとに9つの発電会社（以下「発電9社」という。）に分離し、別会社とする。

**第46条** 原子力発電所については我が社の管理とする。

**第47条** 福島県と新潟県に、我が社の変電設備、送電設備、港湾施設、その他の関連設備を有効活用して、原子力発電所以外の発電施設を建設する新しい発電会社（以下「新発電2社」という。）を早期に設立する。

**第48条** 発電9社と新発電2社は、当面は我が社が100%出資の子会社とするが、損害賠償金支払いの資金調達のために、経営が安定したのち株式を売却する。

### ○提案の理由

我が社は政府から3兆円の資金援助を受けてなお、福島原発震災の後始末や賠償の見通しはまったく立っていない。

その一方で、日本経済と国民生活を支えるために電力の安定供給の義務も負っている。ところが、投資資金の調達は不可能に近く、電力需給が逼迫しても新発電所建設を機敏に行うことができない。また、原発震災以前から国際的に高価格だった電力料金をさらに値上げした。

今後、適正な電力価格に値下げしつつ、電力の安定供給を図るためには、

発電部門を別会社に分離し、別の経営体にする必要がある。そこで、提案のように発電部門を発電9社に分離するとともに、新発電2社を設立し、近い将来その株式を売却して賠償金等に充当しようとするものである。

なお、発電部門の分離後の我が社は当面、配電部門で顧客サービスを行い、送電部門は事実上の電力取引所となって公正な電力価格形成を司る。

## 第12号議案 定款一部変更の件（9）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第11章 福島第一原子力発電所事故の製造者責任に関する調査

**第49条** 我が社は、原子炉やその機器・設備の設計、建設・設置、保守などの業者（以下「サプライヤー」という。）による製品やサービスが、福島第一原子力発電所事故の原因及びその深刻化の要因になっていなかったかを調査する。

**第50条** 我が社は、前条の調査でサプライヤーの製品やサービスが事故の原因及びその深刻化の要因になっていた場合、サプライヤーに違法な行為や過失がなかったか、国内外の法のもとで賠償を要求できるか等を調査する。

### ○提案の理由

福島第一原発1号機等のマークI型格納容器は、1972年に圧力抑制系等に問題があると米原子力委員会の委員に指摘され、86年には格納容器が小さく放射能の閉じ込めに失敗する確率が約90%と米規制委員会の委員長に指摘されていた。

原子炉を熟知するサプライヤーが事故につながる要因をどの程度把握、警告し、十分に取り除いていたかは、事故の原因と責任を究明する上で重要である。賠償のために莫大な税金が既に投入されているが、さらなる国民負担の前に、事故に関与した主体は相応の賠償を担うべきである。よって原子炉を構成する製品やサービスが事故やその深刻化の要因と分かった場合には、サプライヤーに対して賠償責任を問う可能性を含め、とりうる法的手段を調査する必要がある。

製造者が責任をとることは事故再発防止に極めて重要であり、同時に被害者への賠償の促進と、原子力損害賠償支援機構法附則の求める「国民負担の最小化」にもつながる。

### ◇第8号議案から第12号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、いずれの議案にも反対いたします。

第8号議案から第12号議案のご提案内容は、いずれも第7号議案と同じく

業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、それぞれの議案につきまして、以下のとおり付言いたします。

#### <第8号議案>

福島第二原子力発電所につきましては、設備の信頼性向上に取り組み、現在の安定的な冷温停止を維持してまいります。今後の扱いについては、現時点では未定であり、国のエネルギー政策の動向や地域のみなさまのご意見を踏まえ検討いたします。

#### <第9号議案>

柏崎刈羽原子力発電所は、電力の安定供給を確保するうえで重要な電源であります。このため、当社は今後の運転再開に向けて、設備の適切な維持管理や安全性向上策を確実に実施するとともに、こうした取り組みについて、地域のみなさまをはじめ広く社会のみなさまに丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

#### <第10号議案>

当社は、昨年原子力・立地本部に新設した専任組織の統括のもと、すべての原子力発電所における作業員の被ばくの記録・管理や健康管理を適切に実施しております。また、廃炉対策推進会議のもと国と一体となって廃炉作業を着実にすすめていることに加え、メーカーや各電力会社等とも共同して、遠隔操作等の廃炉技術に関する研究開発を行う新組織の設立に取り組んでおります。

当社は、引き続き作業員の被ばくや健康の管理を確実に実施するとともに、研究成果も活用した、廃炉作業に伴う被ばくのさらなる低減策等に取り組みます。

#### <第11号議案>

将来の事業形態につきましては、本年4月に導入した社内カンパニー制の効果や国で検討がすすめられている電力システム改革の詳細制度設計等を踏まえ検討いたします。

なお、当社は、社内カンパニー制のもと、卸電力取引所や入札を活用した安価な電源調達、他の事業者の方々とのアライアンスによる電源の開発等に取り組み、電力の安定供給の確保と中長期的な電気料金の低減をはかってまいります。

#### <第12号議案>

福島第一原子力発電所の事故の原因等につきましては、これまでの調査・分析において、原子炉の設計等を行った事業者に対して当社が損害賠償を請求できるような事実は確認されておりません。引き続き現場の調査等を実施し、設備の損傷の状況や原因等の把握に努めてまいります。

## 第13号議案 定款一部変更の件（10）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第12章 報酬等の個別開示

**第51条** 個々の取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は遅滞なく公表する。

### ○提案の理由

現在，我が社の現旧取締役は，原発震災による損害5.5兆円を会社に支払い，それを損害賠償にあてるようにという株主代表訴訟を起こされている通り，取締役の責任は極めて重い。株主は取締役に会社の経営を委任しており，取締役の重い責任とその報酬が見合っているかを個人別に判断する必要がある。取締役の報酬を決めるにあたり，我が社では「社内外の優秀な人材を確保すること，監督機能を有効に機能させること」を基本方針としているが，その方針のもとに決定された報酬が適切なものであったかを株主に説明し判断材料を提供する責務が取締役会にある。

加えて，我が社には巨額の公的資金が投入されており，純粋な民間企業に比べればはるかに厳しく経営の透明性を確保しなければならない。それも株主だけでなく広く国民に説明する責任がある。新生東電が従来の隠蔽体質から脱却した象徴として，他社に先駆けて積極的に個別報酬を開示すべきである。

## 第14号議案 定款一部変更の件（11）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第13章 取締役及び執行役の報酬等の減額

**第52条** 取締役及び執行役の報酬等の額は，新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所が損傷・全基停止したことの責任をとって減額された2008年度における取締役の報酬等の総額を支給人数で除した金額である3,104万円の10分の1以内とする。

**第53条** 前条は2013年度7月より実施し，福島第一原子力発電所の事故処理と被害者への賠償支払いが完了するまで継続する。

**第54条** 我が社は，福島第一原子力発電所の事故時に取締役であった者に対し，2009年度以降に支給された各年度の報酬から310.4万円を減じた金額を遡って返上するよう求める。

### ○提案の理由

我が社の株価は2年前の原発震災直前の10分の1に下落した。かつては安定株とされたが，株主の財産を無にしたともいえる。

歴代の役員たちは20余年にわたる株主の脱原発議案に聞く耳持たずで事故対策を怠り、地震により大事故に至らせた。事故後も情報の隠蔽、労働者の杜撰な放射線管理、被害者賠償も不十分と問題が跡を絶たない。株主代表訴訟では、被告勝俣前会長以下27名は一度たりとも裁判に出席せず、代理人弁護士に全て任せる無責任さだ。福島第一は今もなお放射能を放出し続け、汚染水は溜まり続け、事故原因の解明もできない。賠償額も更に膨らむと予想される。

そのような状況下で高額報酬等の支払いは道義的に許されるのか。事故後は国の資金つまり我々の血税が投入され新生東電になったのだ。報酬等は事故処理と賠償支払いが完了するまで無きものと覚悟すべきではないか。厳しい経営責任が問われている。報酬金額は10分の1以内とすべきだ。

### ◇第13号議案及び第14号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、いずれの議案にも反対いたします。

昨年の株主総会において委員会設置会社への移行が決議されたことに伴い、取締役及び執行役の報酬等は、当社においては社外取締役のみで構成される報酬委員会が決定しております。

支給した報酬等につきましては、法令に基づき、事業報告において取締役・執行役それぞれの総額を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから、第13号議案の規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第14号議案につきましては、定款で取締役及び執行役の報酬等の限度額を定めることは、報酬委員会の権限を制約するものであり、法令の趣旨に合致しないことから、適当ではないと考えます。また、これまで取締役に支給した報酬につきましては、委員会設置会社移行前は株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内で、また移行後は報酬委員会において、当社の経営環境等を踏まえそれぞれ適切に決定されたものであり、遡ってその一部の返上を求める必要はないと考えます。

### 第15号議案 定款一部変更の件 (12)

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第14章 社員給与と企業年金の削減

**第55条** 福島第一原子力発電所の事故処理と被害者への賠償支払いが終了するまで、年俸から社員ボーナス支給分を減額する。

**第56条** 現役社員の年金を5割、OBの年金を3割カットする。

## ○提案の理由

昨年5月の料金改定の申請では、2013年度の社員の平均給与は571万円とされ、前年比で46万円増額している。

世界を震撼させる原発事故を起こし、今なお2億2千万ベクレルの放射性物質を毎日大気中に拡散し続けている世界最悪の環境汚染企業でありながら、給料をアップするとはどういうことだろうか？ しかも年俸制にしてボーナス支給を隠蔽しようとしている。ボーナスを支給しなかったのは昨年夏のみだ。ボーナス2回分に相当する92万円をカットし、479万円にすることを求める。

株主も無配状態が半永久的に続くことを覚悟し、多くの個人や自治体だけでなく「ともだち作戦」に参加した米兵からも賠償金を請求されている中、社員が真摯に身を切る努力をすると共に、国民に見える形で実行すべきと考える。

昨年9月に発表した企業年金のカットも給付利率を少し下げただけに過ぎない。JALのように現役社員5割、OB社員3割をカットすべきである。

## ◇第15号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、第7号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、社員の給与につきましては、平成23年6月より、年収の一律削減（管理職約25％、一般職約20％）を行い、その後、昨年の電気料金の値上げ申請に対する国の査定方針を踏まえ、管理職の年収をさらに引き下げ、約30％削減としております。

また、企業年金につきましては、積立不足がなく年金財政は健全であります。また、法令上必要な年金受給権者の同意を得て、昨年10月より有期年金は約10％～20％、終身年金は約30％削減しております。

## 第16号議案 定款一部変更の件（13）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第15章 株主総会の公開

**第57条** 株主総会は報道関係者に議場を公開し、インターネット等で審議の生中継を行う。

**第58条** 全ての発言を記載した詳細な議事録を作成し、公開する。

### ○提案の理由

昨年我が社の経営陣は強引な総会運営により、1兆円の税金投入による国

の株式所有を認め、実質国有化を受け入れた。それは一時的な再建築などではなく巨額の廃炉・賠償費用のためであり、国有化の期間は「相当長期にわたる」とされた。

また秋には我が社の事故関連負担金は当初見込み5兆円の倍という見通しを示し、新たな支援策を政府に要請する方針を発表した。それらの主たる財源は税金だから、経営に係る情報は全ての納税者に開示されるべきだ。

株主総会にはこうした重要な経営方針が諮られるが、従来は非公開のもと株主のみが参加し決定していた。例えば昨年は、原発震災の被害者への迅速かつ最大限の賠償を、まずは送配電等固定資産売却等により自力で行う等々の株主提案議案に対し、被害者も納税者も報道関係者も締め出した中で否決した。だがもはやステークホルダー（利害関係者）は株主だけではない。今後は全国民注視のもとで決すべきである。

#### ◇第16号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主総会の審議の中継等につきましては、株主のみなさまのプライバシーを害するおそれや自由な討論の制約となるおそれがあることから、ご提案の規定を定款に設けることは適当ではないと考えます。なお、当社は、昨年の株主総会より、冒頭から監査報告までの模様を当社ホームページでライブ配信するなど、株主のみなさまのプライバシー等に配慮しながら、株主総会の公開に努めております。

また、株主総会の議事録につきましては、法令に基づき、議事の経過の要領等を記載し、本店及び支店に備え置いていることから、ご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えます。

以 上

# 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使をされる場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）\* から、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）に議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」によりアクセスしてください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

- (2) 議決権は平成25年6月25日（火曜日）午後5時20分までにご行使ください。
- (3) インターネットの利用環境によっては、パソコン又はスマートフォンによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (4) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要となりますが、携帯電話の機種によっては議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (5) 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
- (6) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

\* iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc. の商標又は登録商標です。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）
---

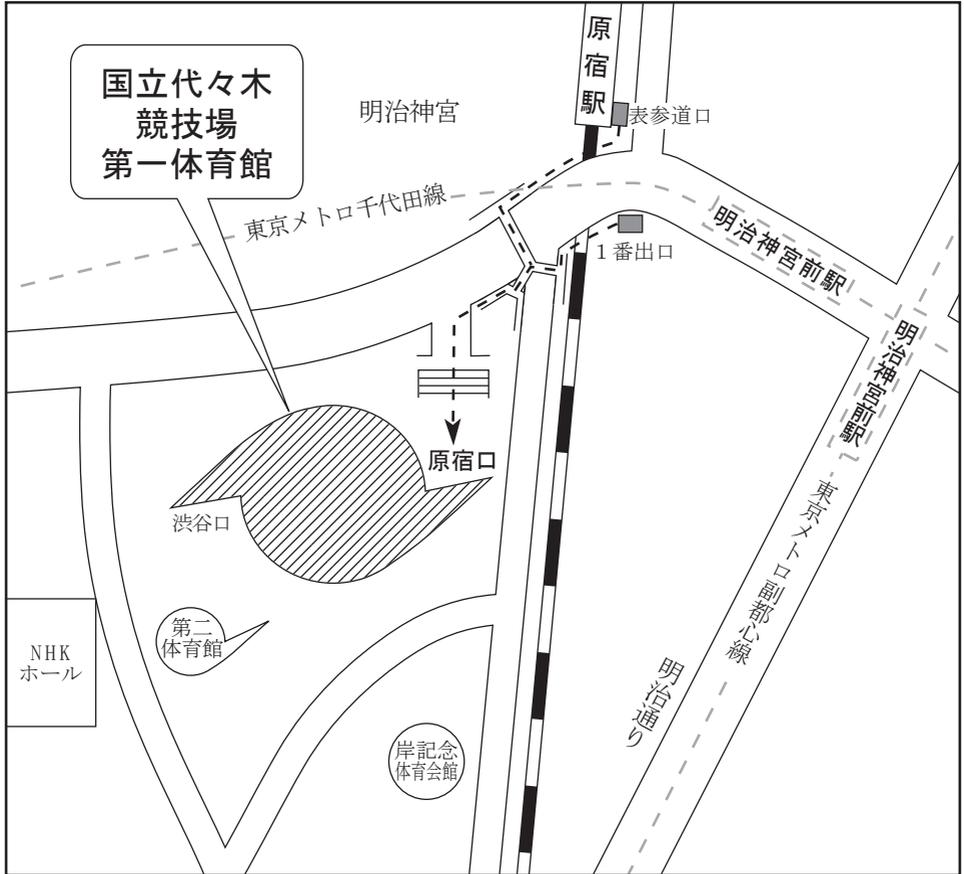
## 2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 国立代々木競技場 第一体育館 東京都渋谷区神南二丁目1番1号



- 最寄駅** ・ JR山手線 原宿駅（表参道口から徒歩5分）  
・ 東京メトロ千代田線・副都心線 明治神宮前駅（1番出口から徒歩5分）

- お願い** ・ 第一体育館「原宿口」に受付を設けております（「渋谷口」はご利用いただけませんのでご注意ください）。  
・ 株主総会当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。  
・ お車でのご来場はご遠慮願います。